

令和5年度いわて起業家育成資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内において、新たに事業を開始しようとする者に対し必要な資金の貸付けを行うことにより、創業の機会を拡大し、経済環境の変化に的確に対応できる創意と活力ある企業を育成することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付の種類

この制度による資金の貸付の種類は次のとおりとする。

- 1 育成資金
- 2 創業資金
- 3 若者・女性創業支援資金

第4 育成資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業(岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。)を開始しようとする者(創業して5年未満の者を含む。)であって、次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 法律に基づく資格を有する者で、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者
- イ 新たに開始しようとする事業について知識及び経験を有する者で、その知識等を活かし独立し新たに事業を開始しようとする者で、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 同一企業に継続して3年以上勤務し(創業する目的で1年以内に退職した者を含む)、新たに開始しようとする事業(密接に関連する事業を含む。)の経験を3年以上有する者
 - (イ) 新たに開業しようとする業種と同一業種(密接に関連する業務を含む。)の経験を通算して5年以上有する者
- ウ 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)が開催する「創業塾」又は「創業スクール」の修了生であって、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けた者(修了後3年以内に限る。)

(2) 次のいずれにも該当すること

- ア 当該事業の用に供する工場、店舗等が完備していること、又は工場、店舗等の建築等が具体的に進行中であるなど、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- イ 会社法人組織を前提とする企業においては、会社設立登記を完了していること。
- ウ 許認可等を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること。

2 貸付の条件

(1) 資金の使途

新たに事業を開始するために必要な事業資金(設備資金、運転資金)

(2) 貸付限度額

設備資金 1企業につき4,000万円以内とする。

運転資金 1企業につき2,000万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1企業につき4,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 15年以内とする。(危機関連保証を利用した場合は10年以内とする。)ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年 2.1%以内

貸付期間 3年超10年以内 年 2.3%以内

貸付期間 10年超15年以内 年 2.5%以内

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD評点：一般社団法人CRD協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ウ) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(ア)及び(イ)に掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書(様式第1号)及び創業計画書(様式第2号)を添えて、原則として、公益財団法人いわて産業振興センター(以下、「振興センター」という。)又は商工会議所等に提出するものとする。

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書(様式第3号)を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を申込者、振興センター及び商工会議所等に通知するものとする。

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第5 創業資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業(岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。)を開始しようとする者(産業競争力強化法(平成25年法律第98号(以下「法」という))に規定する創業者又は新規中小企業者)であって、次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6ヶ月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
- イ 事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6ヶ月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年未満の者
- キ ウに該当する者であって、新たに会社を設立した者(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社へ承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業を開始した日以後5年未満である場合における当該会社

(2) 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得していること又は取得することが確実に見込まれる者

- (3) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有している者
- (4) スタートアップ創出促進保証を適用する場合で、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している者

2 貸付の条件

(1) 資金の使途

新たに事業を開始するために必要な事業資金(設備資金、運転資金)とする。
なお、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象としない。

(2) 貸付限度額

1企業につき、3,500万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 10年以内とする。ただし、1年内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10年以内とする。ただし、1年内の据置期間をおくことができる。

ただし、申込金融機関においてスタートアップ創出促進保証付融資と原則同時にプロパー融資を受ける場合又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とすることができます。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.0%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.2%以内

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

なお、スタートアップ創出促進保証を適用する場合は、法人においても保証人を不要とする。

担保は、不要とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア 創業関連保証を適用し、年 0.7%とする。

イ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

ウ スタートアップ創出促進保証を適用する場合は、創業関連保証の保証料率に年 0.2%を上乗せした率とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書(様式第1号)に次の資料を添えて、原則として、振興センター又は商工会議所等に提出するものとする。

ア 第5の1(1)ア又はイに該当する場合は、創業計画書(様式第2号)

イ 事業上必要な許認可証の他、必要により所得証明書、住民票及び不動産所有状況を証するもの等

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書(様式第3号)を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 留意事項

次の事由に該当する場合は融資対象としないものとする。

(1) 創業者適格性等

ア 創業計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に、虚偽の内容を含む場合

イ 過去において開廃業を繰り返している場合

ウ 創業により開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合若しくは信用保証協会が支援するのにふさわしくない業種の場合

(2) 事業継続性

ア 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込もない場合

イ 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第6 若者・女性創業支援資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業(岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。)を開始しようとする者(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する創業者又は新規中小企業者)で個人の場合は、

保証申込時に39歳以下又は女性、法人の場合は、保証申込時の代表者が39歳以下又は女性で次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
 - エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。
 - オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年未満の者
 - キ ウに該当する者であって、会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社へ承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業を開始した日以後5年未満である場合における当該会社
- (2) 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得していること又は取得することが確実に見込まれる者
- (3) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有している者
- (4) スタートアップ創出促進保証を適用する場合で、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している者

2 貸付の条件

(1) 資金の使途

新たに事業を開始するために必要な事業資金(設備資金、運転資金)とする。
なお、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象外とする。

(2) 貸付限度額

1企業につき、1,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。
運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

ただし、申込金融機関においてスタートアップ創出促進保証付融資と原則同時にプロパー融資を受ける又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。

(4) 貸付利率

固定 年1.5%以内

なお、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により県から貸付を受けた者に対し補助する。

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

なお、スタートアップ創出促進保証を適用する場合は、法人においても保証人を不要とする。

担保は、不要とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。なお、貸付期間内における保証料については、県が別に定めるところにより補助する。ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については、県の補助対象外とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 認定申込み

貸付を受けようとする者は、若者・女性創業支援資金認定申込書(様式第4号)に次の資料を添えて、商工会議所及び商工会に提出するものとする。

ア 第6の1(1)ア又はイに該当する場合は、創業計画書(様式第2号)

イ 申請種別認定に必要な公的書類の写し

ウ 事業上必要な許認可証の他、必要により所得証明書及び不動産所有状況を証するもの等

(2) 認定

商工会議所及び商工会は、認定申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、認定申込みが本資金の趣旨に適合すると認めるときは、認定申込書及び創業計画書に若者・女性創業支援資金対象認定書(様式第5号)を添えて、認定事業者へ送付するものとする。

(3) 貸付申込み

認定を受けた事業者は、認定書、創業計画書及び借入申込書(様式第1号)に必要書類を添えて取扱金融機関に提出するものとする。

4 留意事項

次の事由に該当する場合は融資対象としないものとする。

(1) 創業者適格性等

ア 創業計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に、虚偽の内容を含む場合

イ 過去において開廃業を繰り返している場合

ウ 創業により開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合若しくは信用保証協会が支援するのにふさわしくない業種の場合

(2) 事業継続性

ア 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込もない場合

イ 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第7 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第8 期中支援

1 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受けしたものは、この限りでない。

- 2 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日の期間(中小企業信用保険法第2条第6項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む)、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- 3 貸付の決定を受けた者が、スタートアップ創出促進保証を適用した中小企業者である場合は、取扱金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受けるものとする。また、取扱金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを岩手県信用保証協会に提出するものとする。
- 4 取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

第9 経済産業省への情報提供

貸付の決定を受けた者が、スタートアップ創出促進保証を適用した中小企業者である場合は、岩手県信用保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。

第10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合